

高度処理型合併処理浄化槽設置補助金のご案内

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、補助の対象となる区域内で高度処理型合併処理浄化槽を設置する方に対し、設置費用の一部を補助します。

補助対象期間

令和7年4月1日以降に高度処理型合併処理浄化槽を設置する方で、令和8年3月13日までに実績報告書を提出できる方が対象です。

高度処理型合併処理浄化槽の要件

し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽で、かつ次のア及びイに該当するものとなります。

- ア 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度 $20\text{mg}/\ell$ （日間平均値）以下又は総燐濃度 $1\text{mg}/\ell$ （日間平均値）以下の機能を有するもの又はBOD除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、BOD除去率97パーセント以上、放流水のBOD $5\text{mg}/\ell$ （日間平均値）以下の機能を有するもの。
- イ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会で登録を受けたもの。

補助対象区域

補助対象区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の区域又は、下水道の整備が当分の間（原則として7年以上）見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定による指定地域（印旛沼流域）となります。

補助金の交付対象

1. 自己の居住の用に供する住宅等の新築又は増築の際の高度処理型合併処理浄化槽設置については、**汚水処理未普及解消につながるもの（※）**について補助の対象となります。併せて、災害に伴い必要となった住宅の建て替えに伴う高度処理型合併処理浄化槽の設置及び故障した浄化槽の高度処理型合併処理浄化槽への更新又は改築も補助の対象となります。

（※）既設の合併処理浄化槽が災害を伴わずに故障して、高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合などは、汚水処理未普及解消につながらないものとなるので、ご注意ください。

2. 災害に伴い必要となった浄化槽の高度処理型合併処理浄化槽への改築をする場合に限り、第3条第1項の補助対象区域内に設置されている既設の浄化槽の改築に係る事業であって、改築に直接必要な次の設備の範囲とします。
 - （1）スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
 - （2）その他汚水処理設備
 - （3）消毒設備
 - （4）脱臭設備
 - （5）換気、除じん等に必要な設備

補助対象範囲

補助対象範囲は、高度処理型合併処理浄化槽の整備に直接必要な次の範囲とします。

- （1） 高度処理型合併処理浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除きます。）
- （2） 単独処理浄化槽又はくみ取り便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換（水回りリフォームと併せて実施する場合にも対象とします。))に係る（1）の工事に付帯して行う宅内配管工事費（高度処理型合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。）

- (3) 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（高度処理型合併処理浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって、同一敷地内に単独処理浄化槽が設置されている場合に限ります。）
- (4) くみ取り便所の撤去に必要な工事費（高度処理型合併処理浄化槽設置（新築・既設住宅の建て替えを伴わない）にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内にくみ取り便所が設置されている場合に限ります。）

補助金の額 ～設置補助金～

区 分	人 槽	新 設	単独処理浄化槽 からの転換	くみ取り便所 からの転換
N10型 ※1	5人槽	674,000円	674,000円	674,000円
	6～7人槽	770,000円	770,000円	770,000円
	8～10人槽	923,000円	923,000円	923,000円
P型 ※2	5人槽	444,000円	444,000円	444,000円
BOD型 ※3	6～7人槽	486,000円	486,000円	486,000円
N&P型 ※4	8～10人槽	576,000円	576,000円	576,000円
N20型 ※5	5人槽	補助対象外	360,000円	360,000円
	6～7人槽		462,000円	462,000円
	8～10人槽		585,000円	585,000円

※1 N10型 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。

※2 P型 放流水の総磷濃度が1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。

※3 N&P型 放流水のBODを10mg/ℓ（日間平均値）以下、総窒素濃度を10mg/ℓ（日間平均値）以下及び総磷濃度を1mg/ℓ以下にすることができる機能を併せて有するもの。

※4 BOD型 BOD除去率97%以上、放流水のBOD5mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。

※5 N20型 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ（日間平均値）を超え、20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。

補助金の額 ～単独処理浄化槽からの転換～

区 分	既設の単独処理浄化槽の撤去費用	宅内配管工事費用
既設住宅の建て替え、増築等に伴い高度処理型合併処理浄化槽の設置する場合	180,000 円	補助対象外
新築・既設住宅の建て替え、増築等を伴わず高度処理型合併処理浄化槽を設置する場合（水回りのリフォームと併せて合併処理浄化槽を設置する場合を含む）	180,000 円	300,000 円

補助金の額 ～くみ取り便所からの転換～

区 分	既設のくみ取り便所の撤去費用	宅内配管工事費用
既設住宅の建て替えを伴い高度処理型合併処理浄化槽の設置する場合	補助対象外	補助対象外
増築等に伴い高度処理型合併処理浄化槽の設置する場合	100,000 円	補助対象外
新築・既設住宅の建て替え、増築等を伴わず高度処理型合併処理浄化槽を設置する場合（水回りのリフォームと併せて合併処理浄化槽を設置する場合を含む）	100,000 円	200,000 円

補助対象となる方

次の要件を満たす方が対象です。

補助金の交付を受けることができる方は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の要件を満たす方とします。ただし、酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員を除きます。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行い、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて高度処理型合併処理浄化槽を設置する方。
- (2) 販売の目的で高度処理型合併処理浄化槽付専用住宅を建築（増築及び改築を含む）しない方。
- (3) 居住の目的で当該専用住宅等を購入した方は、次の要件をすべて満たしてください。
 - ア 補助金の交付の申請を行う前に、当該専用住宅等の売買契約を関係者間で締結してください。
 - イ 実績報告時まで、当該専用住宅等の所有権の移転を完了させてください。
- (4) 住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾を得ている方。
- (5) 町税を滞納していない方。
- (6) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費を負担し、高度処理型合併処理浄化槽を所有する方。
- (7) 実績報告をするときにおいて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく当町の住民基本台帳に記録され、かつ、高度処理型合併処理浄化槽を設置した住宅に居住している方。
- (8) 当該住宅の転売を行わない方。

2 住宅の新築に伴う高度処理型合併処理浄化槽を設置する場合は、平成31年4月1日以降、都市計画法に伴う土地造成を行い住宅団地の整備を行った土地は対象となりません。

事前協議

- ・申請の前に、必ず経済環境課と協議をしてください。

その他

- ・補助は予算が無くなり次第終了となりますので、申請前にご確認ください。
- ・補助金の交付申請前に着工したものは対象となりませんので、工期設定等にご注意ください。

《お問合せ先》

〒285-8510 印旛郡酒々井町中央台 4-11 (分庁舎 1 階)

酒々井町役場 経済環境課 環境対策室

TEL 043-496-1171 内線 344

FAX 043-496-5765

メール seikatu@town.shisui.chiba.jp